

＜障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)＞  
**「条例」の基本的事項**

## 1 条例とは

### (1) 概要

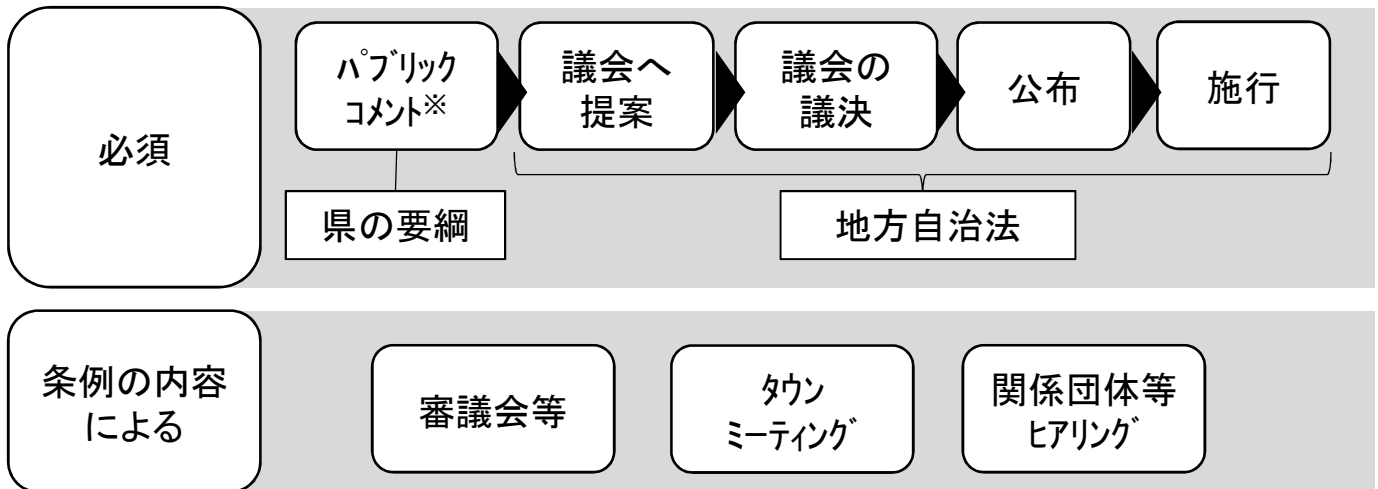
- ▽県等の地方公共団体が定立する自治立法の形式
- ▽県が県民に義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならない

### (2) 条例制定権の限界(例)

区分	内容	
法令に違反しないこと	国が立法措置により、県の事務・権能から除外しているものは対象外	
	法令に違反することは不可。 ただし以下の例は法令の趣旨によって認められる場合あり	
	上乗せ条例	法令の規制より厳しい規制
	横出し条例	法令の規制の対象外、範囲外の事項を規制
県の事務に関し規律するものであること	県の事務に属さないものは対象外	
	原則として県の区域において効力を有する	

## 2 制定手続き

- ▽条例制定に必要な手続きは地方自治法や県の要綱に定め
- ▽条例の内容によっては他の手続きが必要となる場合あり



※パブリックコメントは県民の権利義務に関するものなどの場合に必要